

仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故により 事業活動に支障が生じる中小企業者等に対する資金繰り支援について

県では、令和 8 年 3 月 2 5 日に仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故により、水産加工業者等の売上の減少や資金繰りへの影響が懸念されることから、県制度融資「災害復旧対策資金（一般枠）」の取扱期間を令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで延長します。

1 取扱期間

（当 初）令和 8 年 4 月 1 0 日（金）から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）信用保証協会申込分まで
（延長後）令和 8 年 4 月 1 0 日（金）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）信用保証協会申込分まで

2 資金概要

（1）資 金 名	災害復旧対策資金（一般枠）
（2）融資対象者	令和 8 年 3 月の仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故に起因して、最近 1 か月の売上高が前年同月の売上高に比して 1 0 %以上減少している中小企業者等 ※県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要。 ※認定申請書は、県商工金融課ホームページからダウンロードできます。
（3）融資限度額	一災害 5, 0 0 0 万円
（4）融 資 利 率	年 2. 0 %以内 (※県制度融資・一般資金（2. 3 %）よりも低利に設定)
（5）資 金 使 途 ・ 償 還 期 間	運転資金、設備資金 1 0 年以内（据置 2 年以内）
（6）信用保証料	年 0. 4 5 %～1. 0 0 %

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

（県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）